

# 夫婦関係調整（離婚）調停について

〒690-8523 松江市母衣町 68 番地

電話(0852)35-5200

松江家庭裁判所家事受付係

## 1 夫婦関係調整（離婚）調停とは

夫婦間で離婚についての話し合いがまとまらない場合などに、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。調停手続では離婚そのものだけでなく、離婚後の子どもの親権者を誰にするか、親権者とならない親と子の面会交流をどうするか、養育費、離婚に際しての財産分与や年金分割、慰謝料についてどうするかといった財産等に関する問題も一緒に話し合うことができます。この手続は非公開で行われます。

## 2 夫婦関係調整（離婚）調停の申立て

夫婦関係調整(離婚)調停を申し立てるためには、申立書を作成して家庭裁判所に提出する必要があります。原則として、相手方が実際に居住している地域にある家庭裁判所に申し立てます。詳しいことはその地域の家庭裁判所にお尋ねください。

申立てのためには、原則として、次の(1)から(4)が必要です。さらに、養育費について話し合うときは(5)が必要となり、年金分割について話し合うときには(6)が必要となります。また、財産分与等について話し合うときには財産の資料等が必要になります。

- (1) 申立書(申立人の認印が必要です。)(申立書は3枚複写式になっています。  
白色の申立書は裁判所用として、黄色の申立書は相手方送付用として、裁判所に提出してください。青色の申立書は申立人の控えとしてお持ちください。)
- (2) 収入印紙(1200円分)
- (3) 郵便切手(100円切手1枚, 84円切手8枚, 20円切手8枚  
10円切手10枚, 1円切手10枚の合計1042円分)
- (4) 夫婦の戸籍謄本1通(本籍地の市区町村役場で取得できます。)
- (5) 申立人の最新の給与所得の源泉徴収票または確定申告書のコピー各1通(これがない場合は、申立人の最新の3か月程度の給与明細書等の収入の分かる書類のコピー各1通)
- (6) 年金分割のための情報通知書(厚生年金の場合は日本年金機構の各年金事務所に、共済年金の場合は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。)

なお、申立書の他にも、進行に関する照会回答書及び事情説明書(いずれも調停の進行上参考とさせていただきます。)に記載されている質問にご回答の上、申立書と一緒に提出してください。

### 3 申立書に記入する内容

申立書には申立ての趣旨と理由を記入していただくこととなります。申立ての趣旨として主なものは、次の(1)から(7)です。

- (1) 離婚するかどうか。
- (2) 未成年の子がいるとき、誰が親権者となるか。
- (3) 親権者とならない親と未成年の子との面会交流をどうするか。
- (4) 未成年の子の養育費の分担をどうするか。
- (5) 結婚してから夫婦で築いた財産の分配等(財産分与)をどうするか。
- (6) 慰謝料の支払をどうするか。
- (7) 年金分割についての請求すべき按分割合をどうするか。

このうち、(2)については、親権者を決めないと離婚できませんが、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)は離婚後に決めることができます。しかし、(5)、(6)、(7)については、離婚後一定の期間を経過すると請求できなくなることがあります。

申立ての理由には同居・別居に関する事項を記入するほか、離婚を求める動機について、該当部分に丸印をつけてください。

### 4 調停記録の閲覧謄写について

- (1) 当事者は、裁判官の許可があれば、調停記録を見たりコピーをとること(閲覧謄写)ができます。閲覧謄写を希望される場合は、担当書記官までお問い合わせください。
- (2) 調停を申し立てた人(申立人)の申し立てた内容(申立ての趣旨と理由)について、相手方が事前に把握し検討した上で調停に臨んでいただくようにするため、申立書の写しを相手方に送付します(3枚複写式の申立書の場合は、黄色の申立書を相手方に送付します)。
- (3) また、家庭裁判所に提出する書類は、相手方が見たり、コピーをとる可能性があります。申立人が作成する、申立人の考えや事情等を記載した書面等は、相手方にも読まれることを前提として作成してください(相手方に知られたくない事情等は、調停の席で調停委員にお話してください)。

なお、家庭裁判所に申立人が提出する資料等(たとえば証明書等)には、申立人の勤務先等の情報が記載されていることがあります。相手方に知られたくない情報が記載されている場合は、その部分を読み取ることができないようにしてコピーしたものを提出してください。

- (4) 提出する書類を相手方に見られたくないときは、予めお申し出ください。また、相手方に見られたくない書類を提出する際には、別途、「非開示の希望に関する申出

書」を作成・提出してください。(ご要望は尊重させていただきますが、裁判官の判断によっては、ご要望に添えない場合もあります。)

(5) 裁判所に提出された書類は、お返しできません。大切な書類は、コピーを提出してください。

## 5 夫婦関係調整（離婚）調停手続の進め方

通常は申立後約2週間以内に申立人と相手方に家庭裁判所から調停の期日が通知されます。家庭裁判所に来ていただく初回の期日は、通常は申立てから1か月程度先となります(別紙の「離婚調停の手続の流れ」を参照)。

調停は、裁判官又は家事調停官及び民間の有識者の中から選ばれた家事調停委員2名(男女各1名)が調停委員会を構成して手続を進めますが、通常、期日では家事調停委員2名だけで話を伺います。申立人と相手方から交互に話を伺いますが、双方同席の上で話を伺うこともあります。

## 6 夫婦関係調整（離婚）調停の成立後の手続

合意内容が記載された調停調書を作成しますので、申立人が調停調書の謄本(または省略謄本)の交付を受け、これを添付して、市区町村役場に離婚の届出をすることになります。なお、この届出は、調停成立後10日以内にしなければなりません。また、届出には、戸籍謄本の添付が必要になる場合があります。

## 7 調停で決まったことを相手方が守らないとき

家庭裁判所に申出をすると、家庭裁判所が相手方に対して履行の勧告をします(ただし強制力はありません。)。また、調停調書正本等に基づいて地方裁判所に強制執行の申立てをすることもできます。

## 8 調停で話合いがまとまらなかったとき

相手方がどうしても調停に出席しないときや話合いがいつまでも平行線をたどり合意ができないときは、調停を不成立または取下げにより終了することになります。その場合、さらに、離婚等を求めるのであれば、訴訟(いわゆる裁判)を提起する方法もあります。

## 9 分からないことがあったとき

調停の手続面については担当の書記官がお答えしますが、財産分与や慰謝料はどのくらいもらえるのかといった調停の内容や見通しについては、家庭裁判所ではお答えできません。弁護士等に相談をする方法もあります。

## お問い合わせ先

お渡しした書類にご不明な点等がありましたら、担当書記官あてにお問い合わせください。

なお、裁判所は公平・中立な立場にありますから、一方当事者の立場だけに立って助言やアドバイスを行うことはできません。もしも、それらを求める場合には、弁護士などの専門家に相談してください。

## 専門家への相談先

### 【法律相談等を行う公的機関】

- 1 法テラス島根（資力の乏しい方については、一定の要件のもとに弁護士による無料法律相談や弁護士費用の立替を受けることができます。）

電話受付時間：平日 午前9時～午後5時

電話番号：050-3383-5500

住所：松江市南田町60

- 2 法テラスコールセンター（法的なトラブルの解決に役立つ情報の提供及び各相談窓口の案内を無料で行っています。）

電話受付時間：平日 午前9時～午後9時

土曜 午前9時～午後5時

電話番号：0570-078374

### 【弁護士会】

島根県弁護士会では、松江、出雲、隠岐、石見（浜田、益田、大田）の各法律相談センターを設置して、弁護士による法律相談を行っています。詳細は、松江・出雲・隠岐については島根県弁護士会（電話0852-21-3450）へ、石見については石見法律相談センター（電話0855-22-4514）へお問い合わせください。